

令和5年度「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」 委託業務に係る審査基準

I 審査方法

文部科学省大臣官房国際課が設置する「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」委託業務審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やプレゼンテーションを求めることもある。

II 評価方法

評価は下記評価項目による5段階評価とし、「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」委託業務審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者を採択するものとする。各評価項目の得点合計が最も高い者が複数いた場合には、委員会で議論し、委員会の総意として得点合計もしくは優劣を決定する。

IV 評価項目

評価は下記の項目について次の評価基準による5段階評価とし、「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」委託業務審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とするが、各評価項目の得点合計が最も高い者が複数いた場合には、委員会で議論し、委員会の総意として得点合計もしくは優劣を決定する。

<評価基準>

評価項目	点数配分 (タイプA計100点) (タイプB計90点)	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1) ①	5	5	4	3	2	1
(1) ②	5	5	4	3	2	1
(1) ③	10	10	7	5	3	1
(1) ④	10	10	7	5	3	1
(1) ⑤	5	5	4	3	2	1
(2) ①	5	5	4	3	2	1
(2) ②	5	5	4	3	2	1
(2) ③	10	10	7	5	3	1
(2) ④	10	10	7	5	3	1
(2) ⑤	10	10	7	5	3	1
(2) ⑥	10※	10	7	5	3	1
(2) ⑦	5	5	4	3	2	1
(2) ⑧	5	5	4	3	2	1
(3) ①	5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○えるぼし認定等（女性活躍推進法） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点 ・プラチナくるみん認定＝5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝3点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点				

※（2）⑥はタイプAのみの項目

（1）事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③国内の幅広い関係者（地方公共団体や教育委員会、学校（大学含む）、企業等）が参画する会議体等の設置・運営に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ④【タイプA】国際バカロレアや教育の幅広い分野に関する知見を有していること。
【タイプB】調査研究等の事業実績を有していること。
- ⑤財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ①事業の趣旨・目標をよく理解し、具体的な計画が練られていること。
- ②国際バカロレアの普及に向けた効果的かつ実現可能で具体的な方策を提案していること。
- ③【タイプA】地方公共団体や教育委員会、学校（大学含む）、企業等の幅広い関係者のニーズや課題、好事例等を収集し、迅速に情報共有するとともに、適切に課題に対処できる体制の構築を提案していること。
【タイプB】調査研究を実施するにあたり、調査対象が本事業の趣旨に照らして適切な相手及び数を具体的に記載していること。効果的なアプローチ方法を提案していること。
- ④【タイプA】プラットフォームにおける情報発信の内容・頻度及びシンポジウム・セミナーの実施時期、方法、回数等が国際バカロレアの普及に向けて効果的な提案となっていること。
【タイプB】調査研究業務について、分析手法等が具体的に記載されていて、その内容が適切であること。
- ⑤各種マニュアルや成果報告書等の構成やまとめ方の案が具体的に記載されていて、かつ期待できるものであること。
- ⑥【タイプA】関係者間による自発的な交流が継続的に行われる仕組みづくりのための計画が練られていること。
- ⑦事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ⑧最小の経費で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっていること。また、妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
(1) ①	事業計画書 I-5
(1) ②	事業計画書 I-5
(1) ③	事業計画書 I-5, 7
(1) ④	事業計画書 I-5, 7
(1) ⑤	団体の概要がわかる資料
(2) ①	事業計画書 I-1, 2, 4, 6
(2) ②	事業計画書 I-2, 4, 6
(2) ③	事業計画書 I-2, 4, 5, 6
(2) ④	事業計画書 I-2, 4, 5, 6
(2) ⑤	事業計画書 I-2, 4, 5, 6
(2) ⑥	事業計画書 I-2, 4, 5, 6
(2) ⑦	事業計画書 I-9, II-2
(2) ⑧	事業計画書 II-1, 2
(3) ①	団体の概要がわかる資料